

令和 7 年執行 参議院議員通常選挙の期日前投票所事務従事者人材派遣業務 仕様書

1. 業務名

令和 7 年執行 参議院議員通常選挙の期日前投票所事務従事者人材派遣業務

2. 業務内容

令和 7 年 7 月の任期満了に伴い執行する参議院議員通常選挙に関する以下の業務

(1) 期日前投票所運営業務

- ①業務実施場所の開場準備（椅子整頓、パソコンの電源立上げ等）。
- ②期日前投票宣誓書の記載指導、選挙人の案内・誘導、代理投票への立会いを行う。
- ③選挙人に対し投票入場券と選挙人名簿の突合を行い投票入場券へ必要な処置を行う。
- ④選挙人に対し投票用紙を交付、投票用紙の記載に関する説明を行う。
- ⑤投票時間終了後、会場を片付け。（椅子整頓、パソコン機器等のシャットダウン、軽清掃等）。
- ⑥苦情の対応。
- ⑦その他、期日前投票所の運営に必要な事務。

3. 業務実施期間、場所及び勤務時間

期間：告示日の翌日から選挙投票日前日まで（16 日間）

場所：南城市役所 1 階 大会議室（沖縄県南城市佐敷字新里 1870 番地）

勤務時間：8:15～20:10（休憩 1 時間含む）

4. 選定基準

- ①業務内容を的確かつ円滑に実施できる者とする。
- ②パソコンの基本的操作ができる者とする。
- ③南城市職員より選定される会場管理者との連携を図ることができる者とする。
- ④業務内容を的確かつ円滑に実施できる者とする。

5. 業務実施体制

業務の実施にあたっては、実施期間中、次の人数を確保すること。

1 日目～9 日目 5 名

10 日目～16 日目 6 名

※期間中のスタッフの配置数の増減については、派遣元と南城市で、事前に協議するものとする。

※原則として、業務に従事する派遣労働者は、派遣期間を通じて同一のものとする。また、派遣労働者が期間中に退職した場合等には、代替の派遣労働者を配置して、業務の

引継を派遣元が行うものとする。

6. 業務に従事する派遣労働者の名簿提出・名札の着用

- (1) 派遣元は、南城市に対し、業務開始日までに、業務に従事する派遣労働者の名簿を提出しなければならない。また、提出した名簿の派遣労働者に変更が生じたときは、変更を生じた日から起算して1週間以内に、変更後の名簿を提出しなければならない。

- (2) 業務従事中、業務に従事する派遣労働者は、名札を着用すること。

※南城市にて準備

7. 業務に従事する派遣労働者に対する研修

派遣元は、業務開始日までに、業務に従事する派遣労働者に対し、次の各号に留意した研修を実施するものとする。

- (1) 関係法令等、受託業務の実施に必要な知識を習得させること。
- (2) 業務の重要性を理解させること。
- (3) 接遇マナーを習得させること。
- (4) 守秘義務及び個人情報の保護について理解させること。

8. 個人情報の取扱い及び秘密の保持

- (1) 本件業務の遂行における個人情報取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、南城市個人情報保護条例を遵守しなければならない。
- (2) 派遣元及び業務に従事した派遣労働者は、本業務で使用又は収集した個人情報及び内部情報を、持ち出し、目的以外に使用し、若しくは第三者に開示又は提供してはならない。本業務終了後においても同様とする。

9. その他

- (1) 契約期間の初日から業務を支障なく開始できるよう、環境及び体制を構築すること。
- (2) 派遣元は、本業務も行うにあたり労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）、その他関係法令を遵守すること。
- (3) 期日前投票所の運営に当たっては、別途、南城市より提供するマニュアルを遵守し、十分に理解した上で、業務にあたること。
- (4) 会場の開設日および開設時間等について変更がある場合には、南城市は派遣元に対し、対象日の14日前までに通知する。
- (5) 入札書に記載する金額は、本業務に係るすべての経費を含むこと（手当、交通費等）。
- (6) その他、業務内容等に変更が生じた際には、南城市と派遣元で協議の上、変更する。